

# 北秋田市有林立木売払い一般競争入札の公告

次のとおり北秋田市有林の立木を一般競争入札により売払いします。

## 1 入札物件

物件の所在地	面積	樹種	本数	立木材積
北秋田市栄字 中小又沢 1-8 地内	5.85ha	スギ	3,627 本	4,272 m <sup>3</sup>

- (1) 詳細は「入札物件（立木）明細書」のとおりです。本数、立木材積は標準地調査により算出した数量となります。
- (2) 「入札物件（立木）明細書」に記載された樹種以外についても、区域内に存在する立木はすべて売払いの対象物件となります。
- (3) 本数、立木材積について、契約後の数量増減に対する補償は行いません。
- (4) 物件の林齢は森林簿に基づき参考として示したものであり、実際の林齢と一致しない場合があります。
- (5) 根株は売払いの対象に含みません。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者。
- (2) 北秋田市内に事業所を有し素材生産業を営む者。  
なお、素材生産業を営む者の確認は次の各号のいずれかによります。
- ア 森林管理局の一般競争参加資格（素材生産）を有していることを証する書類の写し。
- イ 各都道府県、各林業関係団体が実施している「木材業者及び製材業者登録」に登録している場合はその登録書の写し。
- ウ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた場合は、知事による認定通知書の写し。  
ただし、営業内容に素材生産業を含むものに限る。
- エ その他これに準じる書類の写し。
- (3) 北秋田市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 市町村税を滞納していない者。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 受付期間  
公告の日から 令和8年2月10日（火）まで
- (2) 受付場所

北秋田市産業部農林課森林環境係（北秋田市役所第2庁舎1階）

（3）申込方法

受付期間内に申請書及び必要書類を持参又は郵送にて提出してください。

（4）提出書類

- ア 入札参加申込書【様式1】
- イ 法人登記謄本の写し（申込日前3ヵ月以内のもの）
- ウ 素材生産業を営むことを証する書類
- エ 市町村税の納付証明書
- オ 入札保証金の免除に関する書類

※入札保証金の免除を希望する場合に提出してください。

#### 4 現地案内の日時及び集合場所

- （1）実施日時 令和8年2月4日（水）午前10時30分～
- （2）集合場所 北秋田市中小又沢林道入り口
- （3）その他 現地案内を希望する場合は、令和8年2月3日（火）までに農林課森林環境係（0186-62-5517）へお申し込みください。

#### 5 入札必要書類の交付

入札に必要な以下の書類は、入札参加申込みを受付後に郵送により交付します。

- ア 入札参加資格確認書
- イ 入札書【様式2】
- ウ 委任状【様式3】
- エ 入札保証金納入通知書兼領収証書発行依頼書【様式4】

※入札保証金の納付を要する者にのみ交付

#### 5 入札

- （1）日 時 令和8年2月17日（火）  
入札：午前 10 時 00 分  
受付：入札開始の15分前から行います。
- （2）場 所 北秋田市役所第二庁舎 3階大教室
- （3）入札当日にお持ちいただくもの
  - ア 入札参加資格確認書
  - イ 入札書【様式3】及び封筒
  - ウ 委任状 ※代理人が入札する場合
  - エ 参加申請書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は、委任状の「代理人」欄に押印した印鑑）
  - オ 入札保証金納入通知書の領収証書の写し（金融機関の領収印があるもの）

※入札保証金の納付を要する者のみ

#### 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 同一の者による2通以上の入札書による入札
- ウ 2人以上の代理人となった者による入札
- エ 入札金額を訂正した入札
- オ 入札金額その他記載事項が脱落し、又は不明りょうで確認できない入札
- カ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- キ 談合その他不正によって行われたと認められる入札

## 7 入札保証金

- (1) 入札保証金は入札価格の100分の5以上の額とします。なお、入札保証金の20倍が入札金額の上限となりますのでご注意ください。
- (2) 入札参加者は、「入札保証金納入通知書兼領収証書発行依頼書【様式4】」を令和8年2月6日（金）15時までに農林課森林環境係へ提出し、入札保証金の納入通知書の発行を受け、指定の金融機関に納付ください。また、入札日の受付時に、指定金融機関の領収印のある領収証書の写しを提出してください。
- (3) 落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。
- (4) 落札に至らなかった場合は「入札保証金払出請求書【様式5】」を提出してください。当該書類を受領後、速やかに入札保証金の払出手続きを行います。なお、振込みまでおおよそ2週間程度を要します。
- (5) 落札者が売買契約を締結しないときは、落札者としての権利を失い、落札者が納付した入札保証金は返還しません。
- (6) 次の場合は入札保証金の納付を免除します。
  - ア 過去2年間に国又は都道府県若しくは市町村と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回（2回）以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行したことを証する書類（契約書の写し及び業務の概要がわかるものの写し）を提出したとき。

## 8 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、開札後、直ちに入札場所で行います。
- (2) 市が定める予定価格以上の金額で、最高の価格で入札した方が落札者となります。
- (3) 最高価格の入札が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がある場合は、これに代えて職員にくじを引かせるものとします。

## 9 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。契約締結時に市役所が発行する納入通知書により納入していただきます。
- (2) 入札保証金が納入されている場合は、全額を契約保証金に充当し、不足額を納入通知書により納入していただきます。
- (2) 契約保証金は売買代金の完納後に返還します。ただし、落札者の申し出により売

買代金に充当することができます。

## 10 契約締結及び売買代金の納入

- (1) 落札者は、落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとします（閉庁日は参入しません。）。
- (2) 契約金額は、入札書記載金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- (3) 売買代金の納入は、契約締結後に市が発行する納入通知書により、契約締結後30日以内に一括納付していただきます。

## 11 搬出期限

- (1) 令和11年3月31日までに物件の搬出及び跡地の整理を完了することとします。
- (2) 自然災害等のやむを得ない理由により期限までに物件を搬出できないときは、搬出期間の満了前に市役所の承認を受けて搬出期間を延長できるものとします。

## 12 作業条件等

- (1) 伐採及び作業道の開設に際しては、林地崩壊や河川の汚濁がないよう十分注意するとともに、落石等の恐れがないよう適切に作業を行ってください。
- (2) 皆伐後に再造林を行うことを前提とした作業を行ってください。
- (3) 搬出路の使用については、事前に地元との調整を図るとともに、地元車両を優先し走行には十分気を付けてください。また、損傷した場合はその都度補修を行ってください。農道を使用する場合については、特に地元との調整及び損傷について注意してください。
- (4) 伐採作業によって発生した枝条等については、沢付近に集積・放置しないとともに、区域内の一箇所に集中しないよう分散処理し、洪水等による区域外への流出防止に努めてください。また、作業路開設に伴い発生した根株は、土留め等に利用するなどの処理を行ってください。
- (5) 物件の搬出に際し、民地を通過・土場等に使用する場合は、買受者が借り上げ及び協議等を行うこととし、市は関与しないものとします。
- (6) 物件の搬出終了後は、市の指示に従い、林地及び林道等の修繕や片付けを確実に実施してください。

## 13 問い合わせ先

北秋田市役所 農林課 森林環境係  
〒018-3312 秋田県北秋田市花園町15番1号  
TEL 0186-62-5517 FAX 0186-62-5551